



国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業 よしおか生活応援プレミアム商品券の販売



1冊5,000円で1万円分の利用ができるプレミアム率100%の商品券を販売します。

▼購入上限 1人1冊

※販売状況により追加販売あり

▼発行冊数 23,100冊

※全住民分を発行し、販売します。

▼購入対象者 3月12日(土)時点で町に住居登録のある人

▼購入方法について

次のものを販売場所に持参してください。

●購入引換券

●現金(紙幣)

●身分証明書の写し(顔写真なしの場合2種類必要です。)

※代理人の購入の場合は、購入対象者と代理人の身分証明書が必要で。

※購入引換券は世帯主に全世帯員分を順次発送しています。

▼販売場所・期間

町文化センターエントランス

4月21日(土)～24日(金)、26日(土)(午前10時～午後5時)

吉岡町商工会

4月27日(日)～9月30日(土)

(土・日・祝除く、午前9時～午後5時)

※販売状況により期間が短くなる場合があります。

▼使用期間

4月21日(土)～10月31日(土)

現在約100の町内事業者が登録されています。最新の登録事業者一覧は町ホームページをご覧ください。

▼町内事業所の皆さまへ

登録を希望される場合は、町ホームページをご覧ください。



▲町ホームページはこちら

▼問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎26・2280(直通)

乳幼児の安全のために チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。

町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

●申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること

●購入日に乳幼児が6歳未満であること

●町税を滞納していないこと

●チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2

分の1(千円未満切り捨て)で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

□申請書(町ホームページからダウンロードできます。)

□領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

□保証書または取扱説明書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲電子申請はこちら

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

バスや鉄道で通学する人へ

公共交通機関での通学を支援



高校生などの保護者の経済的負担軽減と公共交通の利用促進のため、バスや鉄道の定期券購入費を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- 町に住民登録があること
- バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒の保護者であること
- 町税の滞納がないこと

補助の内容

同一名義の定期券購入費が

5,000～9,999円/月の場合、
↓
1,000円/月を補助

10,000円以上/月の場合、
↓
2,000円/月を補助

▼申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内に、電子申請または企画室窓口で申請してください。

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 購入した定期券の写し
- 在学を証明する書類の写し(学生証、在学証明書など)
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し(初めての申請または振込先を変更するとき)



▲電子申請はこちら

▼注意事項

- 申請ごとに補助金を交付します。初回申請後、年間を通して自動的に交付されるものではありません。

- バスカード、回数券、現金、スクールバス利用、大学生が利用する定期券の購入費は対象になりません。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎ 26・2241(直通)

乗合バスを利用しましょう

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成



ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者に対して、支払った運賃の一部を助成します。

▼対象 町に住所を有し、登録申請時に満65歳以上の人

- 町税の滞納がない人に限りです。

▼助成内容

ICカード乗車券で支払った乗合バス運賃1,000円につき200円とし、助成を受ける年度当たり8,000円を上限とします。

▼ご利用の流れ

- ① 記名式ICカード乗車券を用意し、利用登録申請を行う。
- ② 利用登録決定後、登録を受けたICカード乗車券で乗合バスを利用する。
- ③ 助成の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに助成金請求を行う。

▼登録申請に必要なもの

- 登録申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- ICカード乗車券(Suica、PASMO、nolbeなど)
- ICカード内容控などICカード番号・名義人が確認できるもの(ICカード乗車券の券面に氏名の印字がない場合)

▼利用登録申請の方法

電子申請または企画室窓口で申請してください。



▲電子申請はこちら

▼注意事項

- 登録後に支払った乗合バス運賃のみ助成対象です。
- 年度ごとに利用登録・助成金請求が必要です。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎ 26・2241(直通)

ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入補助金



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代および65歳以上の人に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に16歳〜18歳に達する高校生など(在学は問わず)の保護者および65歳以上の人で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りです。

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1

1(1000円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることが分かる書類
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲電子申請はこちら

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

運転に不安を感じたことはありませんか？

運転免許証の自主返納を支援



高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

▼対象(次の全てに該当する人)

- 申請日に町に住所を有していること
- 運転免許証自主返納時に満65歳以上であること
- これまでに当事業による助成を受けていないこと
- 運転免許証を返納して1年以上

内であること

※免許証が失効した場合は対象になりません。

▼交付額 1万円

▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

新しい生活を始める前に!
情報の入手方法の確認を



よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL <https://plus.sugumail.com/usr/yoshioka/home>

登録はこちら



を入力または
二次元バーコードを読み取るか、
☑ t-yoshioka@sg-p.jp

へ空メールを送信してください。

ほっとメールの配信内容を
町公式LINEでも
ご覧いただけます。

友だち追加はこちら



テレビリモコン

[d] ボタン



テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)